

ごみ処理施設整備・管理運営事業  
要求水準書の一部改定について

平成 29 年 8 月 28 日付け知多南部広域環境組合公告に係る「ごみ処理施設整備・管理運営事業 要求水準書（設計・建設業務編）」及び「ごみ処理施設整備・管理運営事業 要求水準書（管理運營業務編）」について、下記のとおり一部改定する。

平成 29 年 11 月 28 日

知多南部広域環境組合 管理者 靱山 芳輝

記

該当箇所		改定前	改定後
要求水準書（設計・建設業務編）	P15 第 1 章第 7 節 8 確認性能試験表 2 3.排水	保証値  水質汚濁防止法の有害物質毎に一律排水基準値以下。 なお、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物は、海域に排出されるものによる。  試験方法 (1) 測定場所 排出口付近（生活排水・プラント排水ごと）において監督員の指定する箇所 (2) 測定回数 4 時間ごとに生活排水・プラント排水ごとにサンプリングを行う。	保証値 <u>COD30mg/L 以下、全窒素 20mg/L 以下、全燐 4mg/L 以下</u> 及び水質汚濁防止法の有害物質毎に一律排水基準値以下。なお、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物は、海域に排出されるものによる。  試験方法 (1) 測定場所 排出口付近において監督員の指定する箇所 (2) 測定回数 4 時間ごとにサンプリングを行う。
	P41 第 2 章第 1 節 2 全体計画 (2)	施設の公害防止条件を確実に遵守し、可能な限り環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努める。プラント排	施設の公害防止条件を確実に遵守し、可能な限り環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努める。プラント排

	水については、 <u>原則</u> 処理後再利用することとし、 <u>余剰水が生じる場合のみ放流するものとする。</u>	水については、処理後再利用する。
P47 第 2 章第 2 節 6 主要設備方式表 8	排水処理設備 プラント排水 処理後再利用、 <u>ただし余剰水は雨水排水管へ放流</u>	排水処理設備 プラント排水 処理後再利用
P55 第 2 章第 4 節 1 公害防止基準 (2)	<p>本施設のごみピット汚水は、ピット循環及び炉内噴霧により処理するものとし、プラント排水は処理後再利用し、<u>余剰水は雨水排水管へ放流</u>する。生活排水は浄化槽処理後、雨水排水管へ放流する。</p> <p>1 日当たりの平均的な排出量は<u>プラント排水余剰水と生活排水の合計で 20m<sup>3</sup>/日未滿</u>に計画すること。なお、1 日当たりの平均的な排出量については、昭和 46.9.20 環水管 24 号「水質汚濁防止法の施行について」による。</p> <p>1) 有害物質 水質汚濁防止法の有害物質毎に一律排水基準値以下を遵守できること。なお、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物は、海域に排出されるものによる。</p> <p>2) ダイオキシン類 10pg-TEQ/1 以下を遵守でき</p>	<p>本施設のごみピット汚水は、ピット循環及び炉内噴霧により処理するものとし、プラント排水は処理後再利用する。生活排水は浄化槽処理後、雨水排水管へ放流する。1 日当たりの平均的な排出量は <u>5m<sup>3</sup>/日未滿</u>に計画すること。なお、1 日当たりの平均的な排出量については、昭和 46.9.20 環水管 24 号「水質汚濁防止法の施行について」による。</p> <p>1) <u>生活環境項目</u> <u>COD30mg/L 以下、全窒素 20mg/L 以下、全燐 4mg/L 以下を遵守できること。</u></p> <p>2) 有害物質 水質汚濁防止法の有害物質毎に一律排水基準値以下を遵守できること。なお、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物は、海域に排出されるものによる。</p> <p>3) <u>ダイオキシン類</u> 10pg-TEQ/1 以下を遵守でき</p>

		ること。	ること。
	P122 第3章第9節1排水処理計画	<p>本施設のごみピット汚水は、ピット循環及び炉内噴霧により処理するものとし、プラント排水は処理後再利用し、<u>余剰水は雨水排水管へ放流する</u>。生活排水は浄化槽処理後、雨水排水管へ放流する。</p> <p>1日当たりの平均的な排出量は<u>プラント排水余剰水と生活排水の合計で20m<sup>3</sup>/日未満</u>に計画すること。なお、1日当たりの平均的な排出量については、昭和46.9.20環水管24号「水質汚濁防止法の施行について」による。</p>	<p>本施設のごみピット汚水は、ピット循環及び炉内噴霧により処理するものとし、プラント排水は処理後再利用する。生活排水は浄化槽処理後、雨水排水管へ放流する。1日当たりの平均的な排出量は<u>5m<sup>3</sup>/日未満</u>に計画すること。なお、1日当たりの平均的な排出量については、昭和46.9.20環水管24号「水質汚濁防止法の施行について」による。</p>
要求水準書（管理運営業務編）	P32 別紙1 測定項目	<p>カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物（<sup>ハ</sup>ラチオン、<sup>メ</sup>ルパ<sup>ハ</sup>ラチオン、<sup>メ</sup>ルジ<sup>メ</sup>トン及びEPNに限る。） 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル（PCB） トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン</p>	<p><u>全窒素</u> <u>全燐</u> カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物（<sup>ハ</sup>ラチオン、<sup>メ</sup>ルパ<sup>ハ</sup>ラチオン、<sup>メ</sup>ルジ<sup>メ</sup>トン及びEPNに限る。） 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル（PCB） トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン</p>

	シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 アンモニア、アンモニウム化 合物、亜硝酸化合物及び硝酸 化合物 1,4-ジオキサン ダイオキシン類	シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 アンモニア、アンモニウム化 合物、亜硝酸化合物及び硝酸 化合物 1,4-ジオキサン ダイオキシン類
--	---	---